

議案第15号

南丹市市営バス会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月2日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市市営バス会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

南丹市市営バス会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和元年南丹市条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
<p>（給与の減額）</p> <p>第12条 バス職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 年次有給休暇の単位は、1日とする。</p> <p>ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位とすることができるものとし15分を単位とする場合</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第12条 バス職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条____に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 年次有給休暇の単位は、1日とする。</p> <p>ただし、特に必要があると認められるときは、1時間又は15分を単位とすることができるものとし15分を単位とする場合</p>

<p>は、1時間以上の年次有給休暇を取得する場合(年次有給休暇の残日数の全てを取得しようとする場合_____を除く。)に限るものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>は、1時間以上の年次有給休暇を取得する場合(年次有給休暇の残日数の全てを取得しようとする場合<u>及び市長が特に必要と認める場合</u>を除く。)に限るものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。